医療法人九州千雅　行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1．　計画期間　令和８年10月１日～令和１０年９月３０日までの２年間

2．　内容

目標１：計画期間における男性の平均育児休業取得率を80%以上とする

＜対策＞

●令和８年10月～各職場における休業者の業務カバー体制の検討（代替要員の確保、業務体制の見直し等）実施

●令和８年10月～育児休業取得開始日から10日間を有給とする制度を導入する。

目標２；フルタイム労働者一人あたりの各月毎の法定時間外・休日労働時間を計画期間前の1/2に削減する。

＜対策＞

●令和８年10月～管理職を対象とした意識改革の為の研修を年２回行う

●令和８年10月～各部署で業務量の見直し、問題点の検討及び研修の実施

目標３；従業員全員の年次有給休暇の取得率８０％を目指す

＜対策＞

●令和８年10月～会議などで年次有給休暇取得率の確認や指示を行う

●令和８年10月～出勤予定簿等に年次有給休暇の取得計画の策定を行う

【女性の活躍の現状に関する情報公表】

管理職に占める女性の割合・・・53,3%(令和８年９月１日現在)